

令和2年5月14日

保護者の皆さまへ

福津市長 原崎 智仁

認可保育所、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所の臨時休園措置解除について

保護者の皆様には、従前からの「家庭保育」への協力要請や4月16日以降の保育所等臨時休園措置に、ご理解・ご協力いただき、心から感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言の解除を受け、福岡県知事による民間施設への休業要請も一部を除き、解除されることとなりました。つきましては、4月30日にご案内しておりましたとおり、上記の解除に伴い5月15日（金）から保育所等の臨時休園措置も解除いたします。

しかしながら、新型コロナウイルスについては、未だに解明されていないところもあり、現状の新規感染者数は減少しておりますが、今後、第2波の感染拡大も懸念されているところです。そのため、臨時休園措置は解除しますが、当面の期間（5月30日まで）につきましては、引き続き「家庭保育」にご協力くださいますようお願いいたします。

お子様の安全を第一に保育を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 家庭保育にご協力ください

こどもの健康と安全を考慮し、仕事がお休みの場合（育児休業中や産前産後休暇を含む）等、ご自宅で保育ができる場合は、家庭保育にご協力ください。

2. 自宅でも基本的な感染症対応をお願いします

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対応の徹底をお願いします。

3. 保育所等の登園に当たって

登園前に必ず体温を計測し、発熱（37.5度以上）等の症状が見られるときは、登園せず自宅で休養させてください。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園しないでください。

4. 臨時休園中及び「家庭保育」協力期間中において保育料（0,1,2歳児）を日割り計算します

○減免後の保育料＜計算式＞

保育料×（保育所等開所日－※保育所等を休んだ日数）÷25日＜10円未満の端数切捨て＞

※保育所等を休んだ日数とは、臨時休園措置又は家庭保育により、保育所等に登園しなかった日数

5. 復職予定で保育所等を利用の場合復職の期限を7月1日（水）まで延長します

対象の方は、申立書（任意様式）をこども課まで提出ください（郵送・メール可）

6. 求職活動中で4月から保育所等を利用の場合求職活動の期限を7月31日（金）まで延長します

対象の方は、申立書（任意様式）をこども課まで提出ください（郵送・メール可）

7. その他

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、予めご了承ください。

問い合わせ先 福津市健康福祉部こども課子育て支援係 TEL 0940-43-8124 mail:kodomo@city.fukutsu.lg.jp